

第3回懲罰特別委員会 議事録

1. 日時 令和6年3月14日 午前10時～午前11時17分

2. 場所 池田町議会協議会室

3. 参加委員 町議会懲罰特別委員会委員6人全員

薄井孝彦委員長、矢口結以副委員長、山崎正治委員、大厩美秋委員、
中山 眞委員、服部久子委員

4. 傍聴人 10名

5. 会議録署名委員 山崎正治委員、大厩美秋委員

6. 議事内容

山岸事務局長

おはようございます。時刻となりましたので、懲罰特別委員会を始めたいと思います。委員長お願いいたします。

薄井委員長

はい。おはようございます。本日はお寒い中をお集まりいただきまして本当にありがとうございます。本来ならばこういう特別委員会っていうのは、あってはならないことだと思いますけれども、議会もより良くしていくために、特別委員会を設けました。そんなことで、委員長に互選された薄井ですけども慣れないことですので、皆さんのご協力のもとに、乗り切っていきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。それでは、着座でやらせていただきます。

ただ今の出席委員は6名で、定足数に達しておりますので、これより懲罰特別委員会を開会いたします。この委員会では、効率的に審議を進めたいので、委員各位のご協力をお願いいたします。発言につきましては挙手し、委員長の許

可を得てからマイクに近づけて、簡潔明瞭な発言をお願いいたします。会議録署名委員を指名申し上げます。山崎委員、大厩委員、よろしいでしょうか。

山崎委員、大厩委員（うなずく）

薄井委員長

よろしくをお願いいたします。それでは、会議録署名委員は山崎委員と大厩委員に決まりました。ここでお諮りしたいと思います。本日の委員会は一般傍聴者、マスコミの傍聴は許可することといたしております。また今回の議事録は町のホームページで公開したいと思っております。このことについて異議ございませんでしょうか。

委員 異議なし の声

薄井委員長

異議なしと認めます。本日の委員会は、一般傍聴者やマスコミの傍聴を許可し、委員会の議事録は町のホームページで公開することに決定いたしました。ここでもう一つお諮りしたいと思います。本事案に関する2人の議員の名誉を守るため、また池田町議会傍聴規則第9条に準じ、傍聴者の写真撮影、記録、録画につきましては、ご遠慮をお願いすることにしたいと思っております。また、マスコミの方におかれましても、会議中の写真、録音、録画につきましては、ご遠慮をお願いするようにしたいと思っております。このことについて異議ございませんでしょうか。

委員 異議なし の声あり

薄井委員長

はい。異議なしと認めます。本日の委員会の一般傍聴者の方による写真撮影、録音、録画につきましてはご遠慮いただくことに決定いたしました。また、マスコミの方におかれましても、会議中の写真、録音、録画につきましては、ご遠慮をお願いすることに決定いたしました。

それでは、審議に入ります。初めに議会における懲罰とは何か、今までの経過も含めまして、山岸議会事務局長をして説明させます。

山岸事務局長 はい、委員長。

薄井委員長 はい、どうぞ。

山岸事務局長

はい。それでは議員必携でお話させていただきたいと思います。まず懲罰についてです。193 ページ上段に記載してありますが、議員が地方自治法、会議規則などに規定された規律を乱し、違反した場合に課せられるものが懲罰であり、議会の秩序維持と品位保持のために行いうる措置です。140 ページの下段になりますが、地方自治法第 132 条では、議会の会議や委員会で、委員は無礼な言葉の使用や他人の私生活にわたる言論をしてはならないとしています。次に今回提出されました処分要求書については 191 ページの下段になります。地方自治法第 133 条では、議会の会議または委員会において侮辱を受けた議員はこれを議会で訴えて処分を求めることができると規定しています。195 ページをお願いします。懲罰事犯があった日から 3 日以内に懲罰動議を議長に提出しなければならないとなっており、町議会会議規則第 110 条にも定められています。また、下段の方ですが、侮辱を受けた議員が発議する場合は 1 人で提出すれば良いこととなっています。2 月 10 日に三枝議員から、この地方自治法第 133 条に基づき処分要求書が提出されました。その内容ですが、2 月 9 日の議会 3 月定例会本会議の議案第 12 号の三枝議員の質疑中に和澤議員から馬鹿という言葉が発せられ、侮辱を受けたので処分を求めるという内容です。

次に懲罰特別委員会についてですけれども、195 ページの最後から 196 ページにかけて記載しております。処分要求書は 2 月 27 日の本会議で日程に追加し、議題としました。町委員会条例第 6 条で懲罰動議があったときは、懲罰特別委員会が設置されるとあり、この委員会が設置されました。懲罰は委員の身分に関わる重大な問題のため、会議規則第 111 条で、必ずこの委員会の審議をしなければならないとなっています。

次に懲罰の種類です。194 ページをお願いします。地方自治法第 135 条第 1 項で、ここに記載があります 4 つが定められています。1 の公開の議場における戒告は、この委員会で作成した戒告文を本会議で議長が読み上げ、戒めるものです。2 の公開の議場における陳謝は、この委員会で作成した陳謝文を、懲罰を受けた議員本人が本会議で読み上げ、遺憾の意を表明するものです。3 の一定期間の出場停止は、本会議や委員会に出席しての発言や、表決に加わるという議員の権利を停止させるもので、この期間を池田町は規則で 7 日を超えることができないとしています。4 の除名ですが、議員の身分を失わせる最も重い処分で、議員の 3 分の 2 以上が出席し、その 4 分の 3 以上の同意が必要となっています。懲罰についての説明は以上ですが、懲罰については、過去 10 年間で、長野県内の町村では 2 件あったようです。また無礼な言辞としては、南箕輪村で平成 30 年 12 月に、長野市で平成 30 年 9 月にありました。懲罰はそれぞれ戒告となっています。この際に懲罰を受けた議員を起立させ、議長が戒告文を読んでいます。私からは以上です。

薄井委員長

はい、ありがとうございました。本日の会議はおよそ 1 時間程度の会議になるかと思えますけどよろしくお願いたします。それでは、ここで本日の委員会の進め方についてお諮りしたいと思います。初めに、本委員会に三枝議員から提出された処分要求書に基づき、三枝議員の陳述と陳述に対する質疑応答を行い、次に和澤議員の陳述と陳述に対する質疑応答を行います。次に、両議員の質疑応答のまとめを整理するため、15 分間の休憩を行います。休憩後に質疑のまとめを報告し、和澤議員の懲罰について、次の順番で審議をしたいと思います。

初めに、地方自治法第 32 条に基づく議会の会議において、委員が無礼な言葉を使用したのかどうかを確認したいと思います。次に、本会議において委員が無礼な言葉を使用したことは、池田町議会基本条例、池田町議会規則第 102 条第 104 条から見て、問題があるかないのかの意見をお聞きしたいと思います。次に、議員の発した言葉「馬鹿」が地方自治法第 133 条に示された侮辱発言に該当するか否かについて意見をお聞きしたいと思います。次に、侮辱発言に該当すれば懲罰の必要性があるのかについて意見をお聞きしたいと思います。

す。次に、より公正な審査をするため、委員会調査として、委員会終了後の3月22日に本事案についての法律の専門家、弁護士さんおよび学識経験者、信州大学の経法学部教授の意見を聴く調査を行うかどうかを確認したいと思います。次に、法律の専門家、学識経験者の意見をお知らせした上で、懲罰の必要性の決定、および懲罰の必要があれば、懲罰の種類を後日の委員会で決定していくという方針を確認して参りたいと思います。以上の考え方で進めたいと思っております。このことについて異議ございませんでしょうか。

委員 異議なし の声あり

薄井委員長

ありがとうございました。それではそんな進め方でいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。まずこれより処分要求書を提出した三枝三七子議員より陳述を受け、質疑応答を行います。三枝議員の入場を許可します。すいませんしばらくお待ちください。

それでは、三枝三七子議員の陳述をお願いいたします。最初の挨拶は立って行い、あとは着座で行っていただいて結構でございます。お願いいたします。

三枝議員

おはようございます。今から陳述を始めますが、着座にて失礼します。

薄井委員長 すみません。もう少しマイクに近づけてお願いいたします。

三枝議員 はい。これは処分の要求書を読み上げればよろしいですか。

薄井委員長 ええ、ご自由に。

三枝議員

処分要求書を読み上げます。令和6年2月9日池田町議会3月議会本会議中において1名の議員から下記の通りの侮辱的な発言を受けました。これについて地方自治法第133条には、「普通地方公共団体の議会の会議または委員会にお

いて侮辱を受けた議員はこれを議会に訴えて処分を求めることができる」とあります。この規定に基づき厳正な処分を求めます。

1、侮辱を与えた人の氏名 和澤忠志議員

2、侮辱の事実または事情 令和6年2月9日池田町議会3月議会本会議中、議案第12号「令和5年度池田町一般会計補正予算(第11号)」において、三枝の質疑中に馬鹿と三枝を侮辱する言葉を声に発した。この事実は、当日配信されているYouTube動画でも確認することができ、周知の事実となっている。以上に基づき、和澤議員会議中の問題発言に対して処分を要求するものです。以上です。

薄井委員長

はい。ありがとうございます。それでは、これより三枝議員の陳述に対する質疑応答を行います。三枝議員に質問のある方は挙手をお願いいたします。

中山委員 委員長。

薄井委員長 はい、中山委員、どうぞ。

中山委員

この委員会は事実があったかどうかというのをまず確認します。今までの経緯で事実があったということはもう間違いない。和澤議員が定例会最終日27日に三枝議員に対して謝罪をしています。それをもって事実があったということをお私に確認しているのですけれども、それ以前、26日に三枝議員から我々議員全員に対して申し入れ書が出ています。これはいろんな批判が入っているのですけれども、これを我々に提出した三枝議員の意図するところが読めないの、これどういうつもりで出されたのかをお聞きします。

三枝議員 申し入れ書を持ってきておりません。見せていただけますか。

薄井委員長 どうぞ。

三枝議員

はい。これは今、中山委員が言われたこととは異なっています。私は議長と副議長宛てに出してしまして、議会の全員に閲覧するために書いたものではございません。

中山委員 委員長。

薄井委員長 はい、どうぞ。

中山委員

議長が三枝議員にこれを全員に渡していいのかどうか確認しています。三枝議員は我々この委員6名に出してくださいと、そういうことで我々議員だけに手元に来ているわけです。要は、三枝議員が何を希望としているのか。その文章を見ると最終的に法的手段を取らざるを得ないと強い三枝議員の意思が感じられます。それは、やはり和澤議員の馬鹿という発言に対してね、すごい憤りを感じているのだからってことはわかるのですけれども、それ以外にそれを我々委員にどういう理由で、あるいは意図でね、出されたのか、特に何も理由がなければそれで結構ですがどうでしょうか。

三枝議員 はい。

薄井委員長 三枝議員。

三枝議員 はい。読み上げてもよろしいでしょうか。

薄井委員長 はい、どうぞ。

三枝議員

3月議会に和澤議員の暴言に対しての「申し入れ書」。私、三枝三七子に対する本議会初日補正予算についての質疑中に後部座席にいた和澤忠志議員が発言中の私に、馬鹿と発言されました。即座に振り返り、今馬鹿と言われましたと

返しをしたにもかかわらず、議長は議事を中止することなく、何が起きたのか確認をせず進行させてしまいました。まず議長権限においては、地方自治法第104条に従い、秩序の保持と議事を整理することをしなければならないという責任が議長にはあります。さらに、和澤忠志議員は池田町議会の副議長です。議長が不在の際には、議長の任意を負う立場にも関わらず、自ら暴言を吐いたということです。これは池田町会議規則第102条・第104条に違反するとともに、刑法第231条に該当しています。先日、議員全員に招集をかけられた会議の意味も不明であり、さらにその会議において、他議員より退席については取り下げるべきという指示も受けました。本来であれば懲罰委員会で審議すべきことを議員全員で当事者も含め話し合うということは議会運営上あり得ないことで看過できません。町民から出されている複数の抗議文については、本人宛、議長宛であり、議会宛ではないのです。また、処分要求書懲罰動議については速やかに懲罰委員会を開くべきと要求されています。議長はこれらの件についてすべき事項を決断せず、事務局に負担させ、かつ議長が取り仕切るはずの会議を、理由をはっきりさせないまま会を始められました。

今、池田町議会に問われているのは、法令規則を遵守し、運営できているのか、議員が基本条例を理解し、正しく活動しているのか、すなわち基本的な議会に健全性が保たれているのかということです。現状を町民に知らせず穏便に処理することを第1にするという姿勢では、議会としての公開性を欠いており、町民の信頼を裏切りかねない状況です。事件後に和澤忠志氏と議長と三枝で話し、納得の上和解いたした内容がなぜ覆ったのですか。副議長がご自身で辞職（副議長）について願いを出されたら終わる事案を、さらに追い打ちをかけて懲罰委員会を設置する必要があるのでしょうか。和解を覆すことにした根拠について納得するような説明を私は受けておりません。前述しています過日の会議について、議運の委員長の中山氏からは新人女性議員2人が処分要求書出したと町で噂になっている。この後どんな目で見られるか大丈夫なのかとの発言があり、矢口議員と連名で出した処分要求書(懲罰動議)は未公開であるにも関わらず、まちなかで噂になっていると発言されました。

薄井委員長

申し訳ないのですが、中山委員の質問は、どういう意図があったのかということですので簡潔に答えていただいて、本来やっぱりこの委員会ってのはまず事実があったのかどうかというこの確認ですので簡単に答えていただいて、また元の審議に戻りたいと思いますけどいかがでしょうか。

三枝議員

わかりました。では簡潔に中山議員の質問二つあったと思います。一つ目は、これをまず私が議長から電話で確認をされた内容はこれを皆さんに共有したいということでした。ですから議会に出すのではなく、情報共有のためにこれを回覧してもいいかということだったので、それは了承しました。

そして二つ目。強い意志があるというふうに言われたのですが、それはやはり動画をぜひもういっぺん全員に見ていただきたいのですが、馬鹿という口をしているのは和澤議員だけではないのです。その隣席の議員も和澤議員の前に馬鹿という口で言っています。つまり、議場においての守らなければいけない品性、そして議員としての姿勢というものが議会全体で今問われているというふうには私は受けとっています。ですから、これをうやむやにはしてはいけないということで、改めて「申し入れ書」を書きました。以上です。

薄井委員長

はい。情報共有したいということと、うやむやにするべき問題ではないと、そういう回答ですけど、何かそれについてありますか。

中山委員 委員長。

薄井委員長 はい、どうぞ。

中山委員

今の訴えで、まだまだよくわかんないです。意図って言うのはね。それはもうここであえて言いません。要は、公開性を持って先ほど、三枝委員の発言があったように、公開性を保つために処分要求書を受けて、それでこの懲罰委員会が公開で諮られる。これは何ら議会がね、否定されるものものでもないという

ことですので、だからあくまで先ほど言ったように途中で和解っていうような話もあったのですが、これはこの委員会の中に議会全体で話される。我々委員会とすれば、それに対して、要は処分要求書が出されて、懲罰委員会が発足したっていうこの事実だけで、進めていくべきだと思います。これはご了承願いたいと思います。以上です。

薄井委員長 他に、この辺よろしいでしょうかね。

三枝議員

あの、私も公開性をとても重んじていたので、当初私は和澤議員と議長と話すことを、いや結構ですと断っていましたが、度重なって議長からの依頼があったので応えたという次第です。そこはご理解いただきたい。

中山委員 はい。

薄井委員長 はい、中山委員。

中山委員

だから先ほども言いましたようにそれは議会全体で諮る内容でこの委員会では、あくまで処分要求書に対するどういう処分を下すのか、それがこの委員会の主たるところなので今の三枝議員の発言だと、この懲罰委員会そのものが不服じゃないか、そういう意図が感じ取られる。この懲罰委員会を否定しているような内容だと感じた。

三枝議員

懲罰委員会を否定する、しないっていう話は一切していません。以上です。

薄井委員長

それは多分私もないと。他にどうでしょうか。

大厩委員 はい。

薄井委員長 はい、大厩委員。

大厩委員

お疲れ様です。一点お聞きしたいのですけれども、これ当日議場においてですね、三枝議員の質問中の中で、農業法人立ち上げに皆さんのコンセンサスを取るのに7-8年、長いところは15年かけてやっておられます。その直後にそういった侮辱発言が和澤議員の方から発せられました。こちらの方、私の方も映像の方も何回も見さしていただいた中でそこは確認をしております。その中で、この長いところは15年かけているという場面が特に反応が和澤議員強かったように思われるのですよね。それで本当にコンセンサス取るにあたって過程で15年っていうのは、今の池田町の農業問題を考えた中で、若い担い手をね、育成するっていうところ、高齢者問題を考えた中ですごく長い期間って受けとめると思います。私も事実そういう受け止め方をして聞いておりました。そういった中で15年かかったっていう、この具体的にこの自治体の名前教えていただけませんか。

三枝議員 宮崎県の「ひのかげアグリファーム」です。

大厩委員 自治体はどこになる。

三枝議員 宮崎県日之影町です。

大厩委員 はい、ありがとうございます。

薄井委員長

よろしいですか。他に質問ありませんでしょうか。ないようですので以上で三枝議員に対する質疑を終わりたいと思いますが。

矢口副委員長 副委員長もいいですか。

薄井委員長 はい、どうぞ。

矢口副委員長

すいません。一点質問させていただきます。馬鹿という発言の前に、どのような他にもいろんな野次があったのかどうか、もし聞いていれば教えてください。

薄井委員長 はい、どうぞ。

三枝議員

はい。記憶しておりますのが、「なんにも知らねえで」とか「入ってきたばかりで知らねえんだ」という言葉があったと思います。

薄井委員長

それは他の議員からですか。和澤議員ですか。

三枝議員 和澤議員です。

薄井委員長

そうですか。他に何か質問ありますか。ないようですので、三枝議員に対する質疑は、これで終了したいと思います。お疲れ様でした。なお、三枝議員につきましては、傍聴の申し出がありますので、池田町委員会条例第14条では、委員会は、議員も傍聴できることになっておりますので三枝議員の傍聴を許可します。

次に、和澤議員の陳述と質疑応答になります。

では、これより和澤忠志議員の陳述と質疑応答に入ります。それでは和澤議員よろしく願いいたします。最初に立っていただいてあとは着座で結構ですので、よろしく願いします。

和澤議員

和澤忠志でございます。それでは、3月議会本会議場での2月9日三枝議員に対する侮辱的発言の件について申し上げます。私は、農業者であり、また部落

の農業を守るため活動しています。私の部落は小さいので、中山間事業、水と農地事業、土地改良改善組合等の組織を運営維持するため、構成員は皆ほぼ同じで、役員はたらい回しで農業を守っています。あと5年すればどうなるのか。後継者が少なくて農業を守っていけるのか、皆心配しています。5年水張りルールにより委託耕作者より3年後は返却されることになると思われる耕作不利地も抱えており、誰が耕作を維持していくのか、すぐみんなで考えていかなければならない問題を抱えております。これが部落農業者の実態なのです。本当に今一番の課題は、農業者の高齢化による後継者の不足です。今すぐ新農業法人を設立し、担い手を確保していかなければならないと考えておりました。それ故に三枝議員の、7-8年かけじっくり考えていく必要があるとの発言内容に対しての批判でした。私は、町の農業振興協議会の会議を全て傍聴し、今すぐ担い手を確保しないと町の農業は潰れてしまうとの危機感から、真の農業者の声を聞いてほしい。また、農業者の実態の認識を深めてほしいとの考えから、議員としての立場を忘れ、思わずそんなことを言っている時ではないとの思いから、侮辱的発言となってしまいました。三枝議員の人格を否定し、傷つけるものではなく、発言内容に対しての批判でありました。議員としての立場を鑑みず、言葉足らずの不用意な侮辱的発言となり、また神聖な議場での野次を飛ばす行為は絶対にあってはならないことを反省し、心からお詫び申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。以上です。

薄井委員長

はい、ありがとうございました。それでは和澤議員に対する質疑応答に入ります。意見のある方、はい。

服部委員

和澤議員の気持ちもよく今の発言でわかったのですがけれども、議会はそれぞれの議員が何の妨害もなく発言する場がありますので、三枝議員の発言の後に、和澤議員がその気持ちをそのまま述べればいいことであつたと思います。それでもう一つお尋ねしたいのは、私の発言に対しても、同じようなことを発せられたと聞いておりますが、それは事実なのでしょうか。

和澤議員

はっきり言って、そういうことは言った覚えがありません。

薄井委員長 他にどうでしょうか。はい、どうぞ。

服部委員

その和澤議員のその発言を聞いたという方がおられます。それはその方が嘘をついておられるのでしょうか。

和澤議員

いや、その人が言ったので、嘘をついているとかは言えないのです。ただ、私は言ってない。

中山委員 委員長。

薄井委員長 はい。

中山委員

今服部委員の内容は、今回の処分要求書には含まれてないので、これは審議の対象にならないと思います。それから私は和澤議員に聞きたいのは、今までこの処分要求書が出されてから、多くの町民から説明を求めて意見を聞いています。その中で、普段から和澤議員は日常会話的に馬鹿言うんじゃないと言う、あれはそういうやつだったと、そういう声がほとんどです。和澤議員の馬鹿っという発言は認めるのですが、ただ、あくまで議場でこれを発言したっていうことで、「馬鹿」っという言葉と「馬鹿言ってんじゃない」の言葉、この二つのニュアンスは大きく違うのですよ。で、今回我々確認したのが、和澤議員が馬鹿といった。短い言葉で。これを確認しているのですが、間違いありませんか。

和澤議員

それは間違いありません。ですから、「馬鹿言ってんじゃない」という意味で言ったのですが、今、そういう時ではないということの中の最初の言葉である馬鹿という言葉が強く出た。

中山委員 委員長。

薄井委員長 はい、どうぞ。

中山委員

実際その発言は、我々ちょっと離れた席でよく聞こえてこなかった。何があったかわからないと当然あの三枝議員が後ろ振り向いて、それでようやくわかったことなので、多分察するに、独り言のように言ったのかな、これは私だけの感じ方です。だけど、相手が発言している途中で野次を飛ばすというのは、その後の発言は非常にやりづらいのですよ。だからそういう面で、今後も含めてです。発言中にそれを妨げるような言動は、避けた方がいい。

もう一つ聞きたいのは、今までで、和澤議員の陳述で理由があって馬鹿っていったっていうのがある程度わかるので、他の議員から聞いているんですけど、同じ2月9日これも三枝議員が農業法人の反対討論の中で、賛成討論と賛成の議員に対する批評、言葉が含まれていた。これはあえてここでは公開しませんが、議事録には載ってきます。そういう賛成に対して、発言したってということには和澤議員は非常に憤りを感じていたってことを聞いているのです。それは本当ですか。

和澤議員 本当です。

薄井委員長 ちょっと待ってください。その辺具体的に私わからないのですが。

中山委員

けども、あえてそこを言うのでなくて要はね、和澤議員が理由あって言ったってその伏線がずっと続いているということ。ただし処分決定についてはどん

な理由があるにしても事実だけ。馬鹿って言ったことについて、どういう処分を下すのかという。そういう判断になってきますので、それはご承知おきをください。

薄井委員長 この件につきましては、直接本題と関係ありませんので。

中山委員 いや、あります。

薄井委員長 具体的にもう少し説明していただけませんか。もしあるとするならば。

中山委員

はい。三枝議員の発言。これは議事録からですね。初めから異論を唱えないという姿勢の議員の方々、賛成者には質問すらありませんでした。要は調べる姿勢すらなく、当初より決められているかのような姿勢を決められているのは不可思議である、こういう発言をしている。これは和澤議員の他に多数の議員が同じ三枝議員の発言に対してね、少しおかしいのではないかというそういう感想を持っています。要は、和澤議員、賛成議員への批判とも取れる。本来は反対討論の中にこれを入れるべきじゃない。本当の反対理由は法人が何で反対するのかってことなので、それを議員批判するようなことを入れる反対というのは本来おかしいことではあるという。ここまで言うつもりなかったのですが、要は、これはその和澤議員の前提にあったっていうことを言っている議員がいますので、今回だけ先ほど言ったようにこの理由についてはね、とにかく審査対象にはならない。あくまで我々は発言に対して検討し、どう下すのか、その決定ということです。以上です。

薄井委員長 はい、山崎委員。

山崎委員

和澤議員にお伺いしたいのですが、和澤議員自身も馬鹿という発言をされたということで、これは認めているとこだと思いますが、直接的原因である発言の

中で、先ほどの三枝議員におけるところでも話題になりましたけども、15年かけて法人を立ち上げる、もしくは7-8年かけてのそういう方針を立ち上げてもいいのではないかっていうような発言の中で、と私は解釈しているのですが、直接的に馬鹿という発言に至った再度お伺いしたいのですが、その言葉の中で、中山議員の言われる前述の部分で話の流れとか、今までの経過の中で感じてもあるとは思いますが、直接的に先ほど若干お話があったと思いますが、その辺の確認をお願いしたいと思うのですが。

和澤議員

私は農業者であります。言ったところをちょっと補足したいと思います。私は大北農協、そういう組織があるのですが、そこで大北の青年部長を4年やりました。また、池田支部においても池田支部壮年部部会を役員10年以上やっております。その中で私はですね、本当に私も農業者でありまして黒豆を作っております。松川池田黒豆協会っていうのがありました。私が当初入った頃は、20年前、もう76人から70人の耕作者、生産者もいました。そしてつい今年です。来年作る人は何人いるのだと言ったら10人しかいないと。ということで、黒豆を作って黒豆協会では農産物を加工してお茶とかいろいろ加工して作ったのですが。

薄井委員長

すみませんね。簡潔に教えてください。

和澤議員

黒豆協会は今年解散しました。農業者は崩壊していますが農業者はきちんとやっているのです。もうそういう形の中で本当に現状のですね、農業者の実態を、本当に心の声を、本当にスムーズに法人を作ってもらわないと…

薄井委員長

簡潔にお願いします。質問に対して、山崎委員の方からは馬鹿発言というのを認めるかっていうことだと思いますけども、それはいいですか。

山崎委員 ちょっといいですか。

薄井委員長 はい、どうぞ。

山崎委員

馬鹿発言は当然認めていると思いますね。そうでなくてそれになった、という発言になった。直接的な原因ということですが、ずっと流れが自分のね、農業やっておられて、こういう経過の中で今、農業は地域であるという歴史があると三枝議員との。なんていうのですかね発言内容が、今聞いている限りでは違っていると。そういうことで、和澤議員がその馬鹿発言だったという私は解釈しました。そういう内容を聞いているのです。直接的な原因を聞いているのです。

薄井委員長 わかりました。そういうことで、よろしいでしょうか。

和澤議員

はい、それで本当にそのね、黒豆協会の解散という事態になって、池田松川の農業者がもう本当にやっていけなくなっている実態がありますと、これだけ危機になっているということを言いたいです。

薄井委員長 はい、わかりました。その他にありますか。

大厩委員 はい、委員長。

薄井委員長 はい、大厩委員。

大厩委員

すみません。私の質問をちょっと最初に出された質問。重複する部分あると思うのですが、本当に再度の確認で私の質問を終わらせていただきますが、この侮辱発言が発せられた時に、やっぱり発言の言葉自体がね、すごく重みのある言葉だと私は認識しております。言葉でもやっぱりその一言が、人格を否定す

る意味なのか、先ほど和澤議員も言われていましたけれども、話の流れで馬鹿なこと言っているじゃないよっていう、そういう意味合いなのかっていうところを、一度和澤議員はどういうつもりで言われていたのか、あと、やっぱり私も議席は近くなのですけれども、当時その時には三枝議員の質疑の方にだいぶ集中していましたので、和澤議員の侮辱発言が正直聞こえておりません。それで映像で確認したときに、口の動きで私なりに理解をしたところでありすけれども、そういった発言の中でだいぶ小さかった声なのですが、これも確認なのですけれども、三枝議員に向けて発言をされたのか、あともしかしたら自分の気持ちの中にあるものが心の声が出ちゃったのかっていうところもあるくらいに微妙な私は取り方をしたのですけれども、その二点についてだけお答えお願いします。

和澤議員

私も先ほどの心情を述べさせていただきましたが、本当に三枝議員の7年かけてじっくり考えていくという必要があると発言の内容に対しての批判がありました。別に三枝議員の人格をして否定し、傷つけるものではなく、発言の内容に対しての批判でありました。以上です。

服部委員 委員長。

薄井委員長 はい、どうぞ。服部委員。

服部委員

今のお話を聞いていましたら、和澤議員は三枝議員に対しての馬鹿発言はやむにやまれぬうちで言ったというようなことになっておりますが、私はそれで片付けちゃいけないと思うのです。やっぱり議会は、しっかりと罵倒したことを罵倒したことと、しっかりと認めないといけないと思います。それで私もその中身を見ると、農業法人に対しては、あちこちで何回も町が説明会を持ちましたけれども、農業者の方からいろいろ意見が出ておりました。それを何かねじ伏せるような感じで、農業法人をもう作りますっていうようなことが臨時、5年度の補正予算で300万円というのが出てきました。やっぱりその町のやり方

も非常に急いでやってということで私達もそれに対して、もっと住民の方とか農業法人の方の理解を得てやった方がいいということも。

薄井委員長 自分の意見を言う場じゃないので。

服部委員 今、言われたように、やむにやまれぬ馬鹿発言だから、ちょっとそれでいいのかっていうように思ったものですから、以上です。

薄井委員長 はい。他に何かありませんでしょうか。

和澤議員

発言に対してですね、私は言葉をよく聞いていただきたいと思いますが、私はそういうことでいいとは思ってなくて、議員としての立場を鑑みず、言葉足らずの不用意な侮辱的発言となり、神聖な議場での野次を飛ばす行為は絶対にあってはならないことと反省し、これはお詫び申し上げますとっております。よろしくお願いします。

薄井委員長

他にありませんでしょうか。ちょっと私お聞きしたいのですが、先ほど三枝議員の中で、「馬鹿」発言の前に、「何も知らないで」という、そういう個人的に発言をなされたという、そういう発言があったのかですけれども、その辺については本当なのでしょうか。

和澤議員 いや、私は覚えておりません。

薄井委員長 わかりました。他にありませんか。なければ和澤議員の質疑は終了したいと思います。これで15分休憩取りますかね。和澤議員からも傍聴の申し出がありますので、傍聴を許可いたします。11時5分開始ということでちょっと休憩します。よろしく願いいたします。

(休憩 15 分間 午前 11 時 5 分再開)

薄井委員長

それでは始めたいと思います。簡単なまとめにはなりますけども、三枝議員の方からは、本会議質疑中に馬鹿という発言が問題ではないかということで処分要求書の内容が説明されました。それで、和澤議員の方からは農業に対する思い、考え方の違いの中でそういうことを言ってしまったけれども、誠に議会人としてあるまじき発言ということで反省するという言葉は発せられたということで、簡単に一応締めたいと思いますけど、よろしいでしょうか。

委員 異議なしの声あり。

薄井委員長

はい、異議なしと認めます。それではよろしいですか。今日のところは。次のところに入って参りたいと思います。まず地方自治法 132 条の中で和澤議員が馬鹿発言をしたということは先ほど和澤議員の発言の中で認めておりましたので、あったということで確認をしてよろしいでしょうか。

委員 異議なし という声あり

薄井委員長

そういうことにしたいと思います。では、その馬鹿発言についてですね、皆さんどんなふうに、議会基本条例だとか、あるいは池田町会議規則の面から見てですね、どんなふうに皆さん感じておられるのか、それぞれ委員から一応お考えをお聞きしたいと思います。まず山崎委員からお願いいたします。

山崎委員

はい。三枝議員の方から訴えがありまして、和澤委員の方から、馬鹿発言は事実であったということが、今日再度確認できたかと思えます。その上立って、今日は結論までということになってないのかと思えますが、懲罰ですね、かけるかどうかということについては。今後、松本の弁護士、それから学者などに、懲罰のありなし、また、懲罰があるとすれば 1 から四つの段階のどこに処するのかっていう意見を聞きながらですね、結論に導いていきたいと思いま

す。本人も反省しているところでありますが、本会議場でのこの侮辱発言であることは間違いありませんので、ここは委員会としてもしっかりと取り組んでいきたいなとそのように思います。以上です。

薄井委員長 はい、ありがとうございました。次は大厩委員をお願いします。

大厩委員

はい。私も山崎委員と同様の意見になります。先ほどから、もう既に和澤議員からの陳述の中で本人から、しっかりと侮辱発言がされたということも言われている中で、先ほども言いましたが、議場で私はその発言を耳にすること、聞こえなかったっていうこともあるのですけれども、今回のこの侮辱発言に値するかということにつきましては、本人の陳述も尊重した上で、私は認めるということで意見といたします。以上です。

薄井委員長 はい。矢口副委員長。

矢口副委員長

はい。議員は議会の品位を重んじなければならないという規定に正しく違反するものであるなというふうに考えています。町民の代表たる者がそのような言論をすることは、この議場はもちろんのこと、委員会の中でもあってはならないなというふうに思います。議会の品位を著しく落とした言辭であると考えています。また、和澤議員は副議長でありながら、公開の場で侮辱的発言をするっていうところから、許されるものではないと考えています。私達大人は子どもたちに「馬鹿なんていう言葉を人に向けたらいけないよ」っていうふうに言うと思うのですけれども、これを議員たるものが発言していることを、私は良いと認めるわけにはいかないのです。厳正な審議をしてまいりたいと思います。

薄井委員長 はい、ありがとうございます。中山委員をお願いします。

中山委員

今日の主題は事実確認ですので、これは全委員がね、確認したということなので、次回最終日に、それに基づいてどういう処分を我々が下すのかっていうところに移ってくると思います。それについては先ほど述べたように、今までも多くの意見を聞いています。これからはもう最終日に向けて広く町民の声、町民感覚で、今回どう判断するのか、そこの意見をまとめて、我々は町民代表であります。町民の意見をまず尊重する。それから県内の四つの事例のことも踏まえて最後に法律の専門家のお話をいうことで、最終日は全体的に大きな目で私なりの意思表示をしたいと思います。

薄井委員長 はい、服部委員。

服部委員

議会は、議案に対して各議員が考えを自由に述べる、なんの遠慮もなく、しっかりと述べて判断するところであります。なので、意見を言うことが保障されなければならないのに、自分と意見が違うからといって、発言されている議員に対して罵倒し、貶めるような発言は絶対にあってはならないと思います。なので、懲罰に値すると考えます。以上です。

薄井委員長

はい、わかりました。非常にいろんな意見があるかと思いますがけれども、後でまた弁護士さんの考え方や信大の先生の学識経験者の意見も参考にして、今日は決めませんので意見だけお聞きするというふうにしたいと思います。続きましてそれとも関連するのですが、その言った言葉は、地方自治法第133条の侮辱発言に繋がって懲罰に値するかどうかこの辺のところを専門家からも聞くのですが、一応議員の皆さん、委員の皆さんからも意見をどれだけ意見があったから多分聞かれると思いますので、というような侮辱発言に該当するかどうかということについて、異なる意見のある方は挙手をお願いいたします。

大厩委員 ちょっと質問。

薄井委員長 はい。

大厩委員

もう先ほどからずっと陳述から含めてこの侮辱発言っていうことで先ほどからずっとこの委員会の中でも、馬鹿、馬鹿という言葉が連発されている状況で、正直息苦しいと私は感じていますが、要は侮辱発言で、認めるかっていうことだけでいいわけですよ。

薄井委員長

はい、そういうことです。今認めるという発言がありましたけど、それと異なる意見がありましたらお願いします。その辺のところはそういう意見があったということにしておきたいと思います。次にその後、もし侮辱発言だとしたならば、懲罰に値するかどうかっていうことが課題として問題になってくるのですけども、これにつきましてはいかがでしょうか。侮辱発言に値するということで、他に値しないという考え方はありますか。

委員 なし 異議なし の声あり。

薄井委員長

それじゃそんなことで侮辱発言、意見があったということ踏まえてですね、一応3月22日の日に、一応松本市の大手門法律事務所の弁護士さんそれから学識経験者の教授の意見を聞いた上で、それをまた委員の皆様にお知らせをしますので、それに基づいて、次回4月5日で懲罰の必要性があるかどうか、それから懲罰の必要性があるとするならば、懲罰も4種類あるのですけどどれに該当するかということを決してまいりたいと思います。今日の委員会は締めたいと思いますけどよろしいでしょうか。

大厩委員

もう終わりがけに申し訳ありませんけれども、これから委員会とした後に弁護士さんなりそういった学識経験者の方にお話を伺う上で、今日委員会で出された意見状況、しっかりと伝えていただいた中で、ご意見をいただくということ

でいいかと思えます。今回の池田の状況においては、一回和澤議員さんの方から最終日に既に議場で謝罪をされているわけですね。これ私もいろいろと事例を探してみたのですが、どこ探しても見当たらなかったものですから、こういった状況もしっかりと伝えていただきながら見識者のご意見を頂戴していただきたく思いますので、要望でお願いいたします。

薄井委員長

はい。その件については、既に関連する資料を送ってほしいという要望が弁護士さんの方がございまして、その辺も含めて資料として送っておりますのでご理解いただきたいと思います。他にありませんでしょうか。はい。なければ、今日は本当に審議ご協力ありがとうございました。これでもって特別委員会を終わります。どうもありがとうございました。

午前 11 時 17 分 終了